

発展を目指す企業家のための経営指南役

No. 434

平成19年 9月10日(月曜日)

## 社 外 重 役

Selected Clients &amp; Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド  
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F  
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439  
 大阪支社)大阪市北区堂島2-1-31 ORIX堂島ビル5F  
 Tel.06-4799-2004 Fax.06-4799-0539

F

P

税務会計

天候異変などでデリバティブ拡大  
中小企業の需要増に地銀など参入

金融派生商品と呼ばれるデリバティブが中小企業の需要増で拡大していることに伴い、全国の地方銀行や信用金庫は損保会社に仲介する業務を相次いで始めている。

地銀、信金が取り扱うデリバティブの主力商品は、地域に応じた台風、大雪、気温などの天候異変に備える「天候デリバティブ」が多い。有力地銀によっては、地震、原油デリバティブの取り扱いも始めている。

これらの商品は、企業が損保などに掛け金を支払うかわりに、気温、震度、原油価格などが契約時の数値を超えると補償金がもらえる仕組みで、日本には90年代末に登場し03年の冷夏、04年の猛暑で広まった。現在の市場規模は2000年の約10倍、700億円程度といわれる。

ここにきてデリバティブが再び脚光を浴びている理由は、最近の相次ぐ天候不順、地震、原油高による経営への悪影響やリスクを懸念するためである。大手企業に始まり、中小企業からも引き合いが増えたことで、地域金融機関の損保会社への仲介業務も増えた。大手損保会社5社と仲介業務契約を結んだ件数は288件に上っている。

特に新潟中越沖地震後には「地震デリバティブ」への関心が高く、中部、東海地区の地銀への問い合わせが急増したという。ただし、総じてデリバティブは契約内容が複雑であり、契約時の利用者に対する十分な説明と理解の徹底が金融機関に課せられている。

創業記念品は処分見込価額で判定  
換金性のある商品券等は給与課税

法人が創業記念や工事完成記念などに際して社員に支給する記念品は、

その支給する記念品が社会通念上記念品としてふさわしいものであり、かつ、そのものの価額が1万円以下のもの

創業記念のように一定期間ごとに到来する記念に際し支給する記念品は、創業後おおむね5年以上の期間ごとに支給するもの

この両要件を満たせば、その経済的利益に対して課税しなくてもよいこととされている。

この場合の1万円以下かどうかは、その記念品の処分見込価額で判定されるが、それは定価の6割とされている。

この取扱いは通達で明記されているわけではないが、クイズの商品等で源泉徴収の対象となる価額の算定において、その商品の通常の現金正価の60%相当額とされていることに準じたものだ。

このため、記念品の価額が1万6666円以下であれば、給与課税されないことになる。

ただし、この金額基準をクリアしても、「社会通念上記念品としてふさわしいもの」という要件を満たさないと課税対象となる。

そもそも記念品として支給する記念品には、現物に換えて支給する金銭は含まれないとされている。したがって、換金性・流通性の高い商品券や素材としての価値が価格の大部分を占める金地金商品などは、記念品としてはふさわしくないことになろう。

今週のキーワード

デリバティブ

外為や金利など本来の金融商品から派生した金融派生商品で、元々はリスク回避の手段で開発された。天候取引は暖冬で困ったスキー場、悪天候が売上減に直結する飲食業、衣類販売業で導入して一般化した。契約期間内に天候不順であらかじめ設定した水準を超えると補償金が出る。地震取引も観測地点と震度をあらかじめ決め、契約以上の震度なら建物倒壊などの直接被害がなくても補償される。運輸や食品業に多い原油取引は契約期間内に設定価格を超えると補償される。